

## ■ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に関する法律第12条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

### 計画期間

2019年4月1日 ～ 2023年3月31日(3期)

### 目標及び取組内容

**目標 1：** 育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法に基づく、育児関連の諸制度の周知及び情報提供を行う。

【取組内容】2019年4月1日～

- ・職場内掲示などにより、諸制度や利用手順についての周知を行う。

**目標 2：** 育児・介護休業の取得促進、長時間労働の削減、有給休暇取得促進に努め、心身の健康を促進する。

【取組内容】2019年4月1日～

- ・業務の効率化を図ると共に、1人に仕事が偏ることなく、担当業務の平準化を行う。
- ・ノー残業デーの設定により長時間労働の削減を図る。
- ・有給休暇取得状況を把握し、計画的に有給休暇を設定するよう周知し、取得を促進する。

**目標 3：** 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供を行い、適正な募集・採用機会を確保する。

【取組内容】2019年4月1日～

- ・ホームページ等により受入実績の紹介を行う。

### 両立支援の取組(現在実施中又は実施していた取組・実績など)

- 育児休業取得の全面的支援(平成23年4月～)
- 産前休暇の有料化(平成23年4月～)
- 有期契約労働者に対する冬季リフレッシュ休暇制度導入(平成30年12月～)